

農業で働く人材マッチングモデル構築事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「農業で働く人材マッチングモデル構築事業業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

農業で働く人材マッチングモデル構築事業業務委託

2 業務の目的

本県における基幹的農業従事者数は、令和2年には約4.3万人と、5年の間に約1万人減少し、さらには65歳以上の割合が約7割を占めるなど、農業従事者の減少と高齢化が一層進んでいる状況にある。また、農業者の経営規模が拡大する中で、農業分野における被雇用者数は10年間で6割減少しており、特に、パートやアルバイトなどの臨時雇いは5年間で1万2千人減少するなど、慢性的な労働力不足が生じている。

これまで、農業における人材の確保については、就農希望者に対する情報提供や相談活動が中心で、農業で働きたい人に対しての情報発信の不足や相談・支援体制が弱いことから、“農業で働きたい”人は増えているが、確保できていない状況にある。特に、雇用側が農業で働きたい人のニーズに合った労働条件や募集方法で求人ができていないため、ミスマッチが生じていることが要因として考えられる。また、雇用者側の受入れ環境や体制づくりが遅れていて、他産業と比べて、休憩室やトイレ等、雇用者を受け入れるために必要な労働環境が十分に整っていないことから、確保した人材が定着しにくいと考えられる。

そこで、本事業では、パートやアルバイトなどの臨時雇いを中心に、農業に関心のある潜在人材を掘り起こし、労働力を必要とする農業者へマッチングするため、乙は甲に対し、雇用者、被雇用者双方のニーズを調査分析し、調査分析の結果から、雇用者と被雇用者を結びつける効果的なマッチング方策（労働条件や労働環境、募集方法など）の提案を行うものとする。

3 委託期間

契約日から令和5年（2023）年2月28日（火）までとする。

4 委託金額

6,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

5 委託内容

(1) 潜在雇用・労働ニーズ調査

ア 潜在雇用・労働ニーズの調査の目的

農業者（雇用者側）と多様な人材（被雇用者側）のミスマッチの現状をあぶり出し、効果的なマッチング方策の提案につなげる調査を実施する。

イ 潜在雇用・労働ニーズの調査の項目

以下の区分、項目の調査を実施すること。

調査対象	調査項目	調査内容または調査項目分類	備考 (調査人数等)
I 共通	①エリア	県北、県央、県南、県東、県西の5エリアを設定	
	②農業で働くメリット・デメリット	他産業等と比較して、農業で働くメリット・デメリットを整理	
	③周辺環境	雇用先以外で活用できる県内のトイレ、休憩室、駐車場等の有無 公共交通機関、公共施設等の有無	県マップを作成
	④その他	その他、本事業の目的達成に効果的な項目を自由に提案ください	
II 雇用者 (農業者)	①栽培している品目	水稻、施設園芸野菜（いちご、トマト等）、露地野菜(ねぎ)、果樹(梨)、花き、畜産 など	調査人数： 300人以上 ※対面や聞き取りをメインとした調査とすること
	②農地周辺の条件	地理的な条件（平場（都市部、農村部）、中山間 など） 周辺の人材の条件（被雇用者の属性のうち高齢者が多い など）	
	③作業内容	収穫、調整、出荷、機械操作、事務、販売、ほ場・苗の準備 など ※雇用者と被雇用者が従事する作業を仕分ける	
	④労働条件	賃金、自宅からの距離、就労時間、就労期間、福利厚生、職場内環境 など	
	⑤その他	その他、本事業の目的達成に効果的な項目を自由に提案ください	
III 被雇用者 (多様な人材 [※]) ※多様な人材の属性：主婦、高齢者、学生、半農半X、雇用就農希望者 など	①興味のある品目	水稻、施設園芸野菜（いちご、トマト等）、露地野菜(ねぎ)、果樹(梨)、花き、畜産 などへの興味について被雇用者の属性ごとに整理	調査人数： 1,000人以上 ※インターネットや電話、郵送等の手段を用いた調査も可能
	②作業内容	被雇用者がイメージしている作業内容や興味のある（または、やりたくない）作業内容等について被雇用者の属性ごとに整理	
	③求める労働条件	賃金、自宅からの距離、就労時間、就労期間、福利厚生、職場内環境などの条件の優先度を被雇用者の属性ごとに整理	
	④その他	その他、本事業の目的達成に効果的な項目を自由に提案ください	

ウ 潜在雇用・労働ニーズの調査に関する留意点

- ・ 「イ 潜在雇用・労働ニーズの調査の項目」に記載のある項目以外に効果的な調査項目がある場合は、乙の判断で追加して提案できるものとする。
- ・ 「イ 潜在雇用・労働ニーズの調査の項目」に記載したサンプル数に応じた調査について、雇用者については、対面（オンラインも可）で調査するものとする。なお、調査先の農業者については、提供可能な範囲で甲の協力を仰ぐことができるものとする。
被雇用者については、対面及び非対面（郵送やネット等）どちらでも可能とする。

（2）マッチング方策の提案

ア マッチング方策の提案内容

- ・ 「（1）潜在雇用・労働ニーズ調査」の調査結果を基に、雇用者（農業者）と被雇用者の最適なマッチング方策を提案すること。
- ・ 提案内容は、デジタル（スマホ等）の手段を中心に検討し、被雇用者の属性ごとに複数案を提示すること。

イ お試しマッチングの実施

- ・ 「ア マッチング方策の提案内容」で提案したマッチング方策の1つについて、活用を希望する農業者と協力の上、1カ所以上で実際にマッチングを実施した上で、課題や問題点等を整理したレポートを提出すること。
なお、お試しマッチングの実施にかかる農業者分の費用を本業務から負担すること。

（3）労働環境改善の提案

- ・ 「（1）潜在雇用・労働ニーズ調査」の調査結果を基に、被雇用者（子育て世代や高齢者など）が働きやすい労働環境を提案すること。
- ・ 特に、農業の労働環境におけるベーシック・ニーズ[※]について取りまとめること。
※トイレなどの衛生面や、作業空間の安全など、あって当然な要求のこと
- ・ 1～2日等の短期で働いたり、地域をまたいで働いたりする被雇用者のため、雇用先以外で活用できる公共等施設（特に、トイレ）の設置状況について、県内マップを作成すること。

（4）事例集の作成

- ・ 「（1）潜在雇用・労働ニーズ調査」及び「（2）マッチング方策の提案」、「（3）労働環境改善の提案」の結果を基に、労働力不足に悩む農業者に向けた事例集を作成する。
- ・ 事例集の作成部数は5,000部とする。
- ・ なお、事例集は実績報告書の一部として活用することができるものとする。

6 業務中間報告の実施

- （1）乙は、本業務の遂行状況を取りまとめた業務中間報告書を令和4（2022）年10月末までに作成し、甲に提出すること。
- （2）乙は、作成した業務中間報告書と基に、甲に対して業務中間報告会を開催すること。
- （3）なお、業務中間報告書の作成や業務中間報告会の開催に当たっては、事前に内容を乙は甲に相談すること。

7 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

8 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

9 成果物等

以下に示す成果物等を提出時期までに納入すること。

なお、提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定する。

業務	成果物	内 容	形式等	時 期
共通 ※6及び7 関係	実施計画書	企画提案書を基に具体的な業務内容をまとめた資料	紙媒体1部	契約締結後速やかに
	業務中間報告書	本業務の遂行状況及び報告にまでの実績をまとめた資料	紙媒体1部	令和4（2022）年10月末日まで
	実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	紙媒体1部及び電子データ	委託業務完了後
	議事録	会議や打合せの議事録	電子データ	随時
県内マップの作成 ※5（3） 関係	県内マップ	雇用先以外で活用できる公共等施設の設置状況をまとめた県内マップ	電子データ	委託業務完了まで
事例集の作成 ※5（4） 関係	事例集	各業務の結果を基に農業者向けに事例や提案をまとめた資料	紙媒体5,000部	委託業務完了まで

10 委託料の支払

全業務完了後の精算払とする。

11 留意事項

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 各業務上で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- (3) 乙が本業務を行うために、取材等により撮影したクリエイティブがある場合、両者協議により、甲に提供が可能であるクリエイティブ（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。
- (5) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、委託者の指示を受けて対応すること。